

○草津市勤労者福祉施設運営審議会条例

昭和59年3月31日

条例第17号

改正 昭和60年7月1日条例第14号

平成4年3月25日条例第1号

平成14年3月25日条例第26号

平成15年12月26日条例第24号

平成17年12月27日条例第30号

平成20年12月24日条例第24号

平成25年12月25日条例第39号

(設置)

第1条 勤労者福祉施設の適正な管理、運営その他必要な事項に関し、市長の諮問に応じ調査および審議するため、本市に草津市勤労者福祉施設運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において勤労者福祉施設とは、草津市立市民交流プラザをいう。

(所掌事務)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査および審議する。

- (1) 勤労者福祉施設の運営および維持管理に関すること。
- (2) 勤労者福祉施設の使用に関すること。
- (3) 勤労者福祉施設の事業の推進に関すること。
- (4) その他勤労者福祉施設について市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 利用者の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第6条 審議会に会長および副会長それぞれ1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求めて説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境経済部において処理する。

(細目)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

2 草津市勤労青少年ホーム設置条例(昭和48年草津市条例第17号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

草津市立勤労青少年ホーム条例

第2条および第3条中「草津市勤労青少年ホーム」を「草津市立勤労青少年ホーム」に改める。

第9条から第13条までを削り、第14条を第9条とする。

付 則（昭和60年7月1日条例第14号）抄

- 1 この条例は、昭和60年7月1日から施行する。

付 則（平成4年3月25日条例第1号）抄

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

付 則（平成14年3月25日条例第26号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項および付則第3項の規定は、平成14年7月1日から施行する。

（平成14年4月17日規則第39号で平成14年7月18日から施行）

付 則（平成15年12月26日条例第24号）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第6条までの規定は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成17年12月27日条例第30号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成20年12月24日条例第24号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成25年12月25日条例第39号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。